

令和 6 年第 4 回君津市議会定例会

議 案 参 考 資 料

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

君 津 市

令和 6 年第 4 回君津市議会定例会議案参考資料目録

議 案 番 号	資 料 名	頁
議案第 3 号	一般職の職員の給与等に関する条例等新旧対照表	1
議案第 4 号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表	8
議案第 5 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表	9
議案第 6 号	君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例新旧対照表	1 0
議案第 7 号	君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表	1 3
議案第 1 1 号	国保小櫃診療所の指定管理者となる団体の概要	1 4
議案第 1 2 号	国保松丘診療所及び国保笹診療所の指定管理者となる団体の概要	1 4
議案第 1 3 号	君津市福祉作業所ミツバ園の指定管理者となる団体の概要	1 5
議案第 1 4 号	君津グラウンド・ゴルフ場の指定管理者となる団体の概要	1 7
議案第 1 5 号	久留里市民プールの指定管理者となる団体の概要	1 9
議案第 1 6 号	君津市宮聖地公園の指定管理者となる団体の概要	2 1
議案第 1 7 号	君津市里山管理センター三舟の里案内所の指定管理者となる団体の概要	2 2
議案第 1 8 号	内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の指定管理者となる団体の概要	2 3
議案第 1 9 号	君津駅北口交通広場駐車場の指定管理者となる団体の概要	2 5
議案第 2 0 号	君津郡市広域市町村圏事務組合規約新旧対照表	2 7
議案第 2 2 号	千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表	2 8
議案第 2 3 号	財産の取得の相手方の概要	3 4

一般職の職員の給与等に関する条例等新旧対照表

改正案	現 行
第1条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例 (初任給調整手当) 第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。 (1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>310,000円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額 <u>51,600円</u> (3) 省略 2～3 省略 (期末手当) 第21条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(初任給調整手当) 第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。 (1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>309,200円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で規則で定めるもの 月額 <u>51,100円</u> (3) 省略 2～3 省略 (期末手当) 第21条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～5 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1 省略

別表第2 省略

(1) ～(4) 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～5 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 省略

別表第1 省略

別表第2 省略

第2条による改正 一般職の職員の給与等に関する条例

(期末手当)

第21条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～(4) 省略

3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～5 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任

(期末手当)

第21条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～(4) 省略

3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～5 省略

(勤勉手当)

第22条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任

用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第3条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	<u>392,000</u>
2	<u>440,000</u>
3	<u>492,000</u>
4	<u>555,000</u>
5	<u>634,000</u>
6	<u>740,000</u>
7	<u>864,000</u>

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣

用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 省略

(特定任期付職員の給与の特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	<u>380,000</u>
2	<u>427,000</u>
3	<u>477,000</u>
4	<u>539,000</u>
5	<u>615,000</u>
6	<u>718,000</u>
7	<u>839,000</u>

2～5 省略

(一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣

手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

第4条による改正 君津市任期付職員の採用等に関する条例

（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

第5条による改正 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条 省略

手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）

第8条 省略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条、第19条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次条において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、第3条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当、特定任期付職員業績手当」と、第19条第2項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「君津市任期付職員の採用等に関する条例（平成21年君津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～(4) 省略

3～5 省略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 省略

別表第1 省略

第6条による改正 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～(4) 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～(4) 省略

3～5 省略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 省略

別表第1 省略

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～(4) 省略

3～5 省略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 省略

3～5 省略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 省略

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条による改正 （期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）省略 3～4 省略 第2条による改正 （期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）省略 3～4 省略	（期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）省略 3～4 省略 （期末手当） 第5条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）省略 3～4 省略

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条による改正 (期末手当) 第6条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3 省略	(期末手当) 第6条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3 省略
第2条による改正 (期末手当) 第6条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3 省略	(期末手当) 第6条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 省略 3 省略

君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例新旧対照表

改正案	現 行
<u>君津市重度心身障害者（児）福祉手当支給条例</u> （目的） 第1条 この条例は_____、重度の心身障害者（児）又はその介護者に福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、在宅介護の支援と福祉の増進を図ることを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）ねたきり身体障害者（児） 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に定める1級から6級までの身体障害者（児）であって、<u>居宅において、おおむね継続して6月以上常に臥床し、食事、入浴、排便等日常生活のほとんどに介護を要する者</u>をいう。 （2）省略 （3）重度知的障害者（児） 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。 ア 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第12条</u>に規定する児童相談所が判定した知的障	<u>君津市ねたきり老人及び心身障害者（児）福祉手当支給条例</u> （目的） 第1条 この条例は、<u>在宅のねたきり老人の介護者</u>、重度の心身障害者（児）又はその介護者に福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、在宅介護の支援と福祉の増進を図ることを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）<u>ねたきり老人 居宅において、おおむね継続して6月以上常に臥床し、食事、入浴、排便等日常生活のほとんどに介護を要する65才以上の者をいう。</u> （2）ねたきり身体障害者（児） 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に定める1級から6級までの身体障害者（児）であって、<u>かつ、前号のねたきり老人と同様の状態にある者</u>をいう。 （3）省略 （4）重度知的障害者（児） 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。 ア 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第15条</u>に規定する児童相談所が判定した知的障

害者（児）（イにおいて「知的障害者（児）」という。）のうち
知能指数が35以下である者

イ 省略

(4) 省略

(5) 介護者 _____ 重度の心身
障害者（児）と同居の家族で日常生活の介護に当たっている者を
いう。

（支給対象）

第3条 手当は、本市に住所を有する 重度の心身障害者（児）又は
その介護者に支給する。

（手当の額及び支給方法）

第6条 手当の額は、_____ 重度の心身障害者（児）1人に
つき、_____ 次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める
額をそれぞれ支給する。

(1) ～ (3) 省略

2 省略

3 手当は、次の表の区分により支給する。ただし、前条の規定により
認定を受けた者が同表に掲げる期間において第3条に規定する手当
の支給対象でなくなったときは、当該期間に係る支給月にかかわら
ず、支給対象でなくなった日の属する月までの手当の額を支給する
ものとする。

表 省略

4 省略

（支給の制限）

害者（児）（イにおいて「知的障害者（児）」という。）のうち
知能指数が35以下である者

イ 省略

(5) 省略

(6) 介護者 本市に住所を有し、現にねたきり老人又は重度の心身
障害者（児）と同居の家族で日常生活の介護にあたっている者を
いう。

（支給対象）

第3条 手当は、ねたきり老人の介護者、重度の心身障害者（児）又は
その介護者に支給する。

（手当の額及び支給方法）

第6条 手当の額は、ねたきり老人又は重度の心身障害者（児）1人に
つき、ねたきり老人にあつては月額8,650円、重度の心身障害者
（児）にあつては次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める
額をそれぞれ支給する。

(1) ～ (3) 省略

2 省略

3 手当は、次表の区分により支給する。ただし、前条の規定により
認定を受けた者が同表に掲げる期間において第3条に規定する手当
の支給対象でなくなったときは、当該期間に係る支給月にかかわら
ず、支給対象でなくなった日の属する月までの手当の額を支給する
ことができる。

表 省略

4 省略

（支給の制限）

第7条 市長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の額の全部又は一部を支給しないものとする。

(1) 介護者が 重度の心身障害者（児）の介護を怠っていると認められるとき。

(2) 省略

第7条 市長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に 該当するときは、手当の額の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) ねたきり老人又は 重度の心身障害者（児）の介護を怠っていると認められるとき。

(2) 省略

君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(定員) 第4条 団員の定数は、<u>780人</u>とする。	(定員) 第4条 団員の定数は、<u>808人</u>とする。

国保小櫃診療所の指定管理者となる団体の概要

国保松丘診療所及び国保笹診療所の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 公益社団法人地域医療振興協会
- 2 代 表 者 理事長 吉新 通康
- 3 所 在 地 東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号
- 4 設 立 日 昭和 6 1 年 5 月 1 5 日
- 5 目 的 等 全国のへき地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓蒙と普及を行うとともに、地域保健医療の確保と質の向上等住民福祉の増進を図り、もって、地域の振興に寄与することを目的とする。
目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 医学生のへき地医療研修活動の指導
(2) へき地医療における診療活動基準の研究と確立
(3) 総合医の確立及び養成
(4) 医療情報の提供
(5) 地域保健医療に関する研究会及び講習会の開催
(6) へき地等に勤務する医師等の職業紹介及び派遣
(7) 関係行政機関との連絡、調整
(8) 会報・会誌の発行
(9) へき地等に勤務する医師の確保等へき地等の医療（介護を含む。）を支援する病院等の開設及び運営管理の受託
(10) 前号の病院等と連携し又は同病院等を運営する上で必要とする社会福祉事業の実施
(11) へき地等の医療を支援する病院等に勤務する看護師等を養成するための専門学校の運営事業及び当該看護師等を養成するための大学の設置等に対する支援事業
(12) その他上記の目的を達成するために必要な事業
- 6 従 業 員 等 従業員 9, 6 2 5 人

君津市福祉作業所ミツバ園の指定管理者となる団体の概要

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 合同会社スリーアップ |
| 2 | 代 表 者 | 代表社員 三上 正樹 |
| 3 | 所 在 地 | 君津市貞元 1 8 8 番地 2 |
| 4 | 設 立 日 | 令和元年 1 2 月 1 9 日 |
| 5 | 目 的 等 | 次の事業を営むことを目的とする。

(1) 飲食店の経営

(2) 生鮮食品及び一般食品の販売

(3) 土木工事業

(4) 建築工事業

(5) 左官工事業

(6) とび・土工工事業

(7) 石工事業

(8) 電気工事業

(9) 管工事業

(10) 鋼構造物工事業

(11) 鉄筋工事業

(12) 舗装工事業

(13) 塗装工事業

(14) 防水工事業

(15) 機械器具設置工事業

(16) 電気通信工事業

(17) 造園工事業

(18) 水道施設工事業

(19) 消防施設工事業

(20) 解体工事業

(21) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害福祉サービス事業

(22) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 |

に基づく地域生活支援事業

(23) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく一般相談支援事業

(24) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく特定相談支援事業

(25) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

(26) 前各号に附帯する一切の事業

6 資本金の額 5 0 0 万円

7 従業員等 職員 3 0 人

君津グラウンド・ゴルフ場の指定管理者となる団体の概要

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 釧持工業株式会社 |
| 2 | 代 表 者 | 代表取締役 釧持 純一 |
| 3 | 所 在 地 | 君津市作木 2 3 7 番地 1 |
| 4 | 設 立 日 | 昭和 5 4 年 2 月 1 6 日 |
| 5 | 目 的 等 | 次の事業を営むことを目的とする。

(1) 砂利、砂の販売
(2) 宅地造成埋立業
(3) 土砂、砂利採取業
(4) 建築工事、土木工事、内装工事、造園工事、とび及び土工工事
(5) 建築資材、土木建築用資材の販売
(6) 建設機械のリース業
(7) 石油製品の販売
(8) 一般廃棄、産業廃棄物の収集、運搬及び処理業
(9) 自動車の修理及び再生加工販売
(10) 投資業
(11) 生命保険媒介業
(12) 損害保険代理業
(13) 宅地建物取引業
(14) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、保有並びに運用
(15) 上下水道等管理業務
(16) 林業、育林業
(17) 港湾荷役業
(18) 産業用、建築用等の機械器具並びに自動車の賃貸業
(19) 公園、緑地帯等の清掃・維持・管理業
(20) ビルの管理及び清掃業務
(21) 事務所、住宅、興行場、遊園地等の施設の管理及び清掃業務
(22) コンピュータを利用した情報提供のサービス事業
(23) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣 |

事業

(24) 再生可能エネルギー事業

(25) 観光事業

(26) 農業

(27) 前各号に附帯する一切の業務

6 資本金の額 3, 0 0 0 万円

7 従業員等 従業員 1 4 人

久留里市民プールの指定管理者となる団体の概要

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 株式会社オーエンス |
| 2 | 代 表 者 | 代表取締役 大木 一雄 |
| 3 | 所 在 地 | 東京都中央区銀座四丁目 1 2 番 1 5 号 |
| 4 | 設 立 日 | 昭和 3 4 年 6 月 1 日 |
| 5 | 目 的 等 | 次の事業を営むことを目的とする。

(1) ビルメンテナンス業
(2) 警備、電話交換並びに受付
(3) 建物の保安管理及び駐車場の管理業務
(4) 労働者派遣事業
(5) ビルメンテナンスに伴う清掃用品、日用雑貨品の販売
(6) 一般廃棄物の収集、運搬並びに再生利用業務
(7) 電気工事の設計施工及び電気機械器具の販売
(8) 空調衛生、給排水工事の施工
(9) 消防、消火設備工事の設計、施工
(10) 建築工事の設計及び施工
(11) 室内装飾の設計施工
(12) 家具及び事務用スチール製品の販売
(13) 不動産の仲介、売買、管理並びに賃貸
(14) 不動産に関するコンサルタント業務
(15) 損害保険代理業
(16) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
（P F I 法）に基づく公共施設等の維持管理、運営業務
(17) 地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設の維持管理、運営業務
(18) スポーツ施設の運営並びに管理
(19) ホテルの運営並びに管理
(20) 飲食店並びに喫茶店の経営
(21) コンビニエンス・ストアの経営 |

- (22) 酒類、煙草、食品、日用雑貨品、玩具、文具、服飾雑貨の販売及び販売店の経営
- (23) 診療報酬請求事務並びに医療関連機関の一般事務の受託
- (24) 総合受付案内業務
- (25) 旅行業
- (26) A E D の販売及び賃貸業務
- (27) 高度管理医療機器等販売業
- (28) 前各号に付帯する一切の業務

6 資本金の額 1 億円

7 従業員等 従業員約 4 , 9 0 0 人

君津市営聖地公園の指定管理者となる団体の概要

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | 有限会社大坂造園 |
| 2 | 代 表 者 | 代表取締役 山下 義久 |
| 3 | 所 在 地 | 君津市大坂 7 4 4 番地 |
| 4 | 設 立 日 | 平成元年 1 2 月 1 2 日 |
| 5 | 目 的 等 | 次の事業を営むことを目的とする。

(1) 造園、緑化事業の請負、設計、施工並びに管理

(2) 園芸用樹木、観賞用植物、草木類及び園芸用材料の生産及び販売並びに賃貸

(3) 土木建築工事業

(4) 不動産の所有、管理及び賃貸借

(5) ビルの管理及び清掃業務

(6) 飲食店業

(7) 上記各号に付帯する一切の業務 |
| 6 | 資本金の額 | 1, 0 0 0 万円 |
| 7 | 従業員等 | 従業員 1 1 人 |

君津市里山管理センター三舟の里案内所の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 三舟の里コミュニティ活動推進委員会
- 2 代 表 者 会長 小堀 昭夫
- 3 所 在 地 君津市小香 3 5 9 番 1
- 4 設 立 日 平成 2 0 年 1 月 2 6 日
- 5 目 的 等 三舟山及び周辺の資源を活用したコミュニティ活動をとおして地域住民の連携と都市部との交流を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。

目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

(1) 三舟山及び周辺の案内業務

(2) 三舟山周辺の自然や施設などの資源を活用した住民参加の企画の運営

(3) 君津市里山管理センター三舟の里案内所の維持管理業務

(4) その他本会の目的を達成するために必要な業務
- 6 構 成 員 委員 1 7 人

内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の指定管理者となる団体の概要

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 三幸株式会社 |
| 2 | 代 表 者 | 代表取締役 橋本 有史 |
| 3 | 所 在 地 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4 |
| 4 | 設 立 日 | 昭和30年4月22日 |
| 5 | 目 的 等 | 次の事業を営むことを目的とする。
(1) ビルメンテナンス業務の経営に関するコンサルティング
(2) 建物の総合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負
(3) 造園、緑化工事及び同管理の請負並びに道路、公園等屋外施設の清掃業務
(4) 建物の区分所有等に関する法律に基づく管理者業務
(5) 産業廃棄物処理業及び廃品処理業
(6) 浄化槽、上下水道等各種装置の保守管理に関する請負
(7) 消防設備の保守点検並びに工事の請負及び消防用設備機器の販売
(8) 建築一式工事の請負
(9) 塗装工事業
(10) 管工事及び管清掃業
(11) 電気設備の総合試験検査及び電気工事請負
(12) 舞台等の放送設備、美術装置及び仮設舞台の操作並びに設営業務
(13) 警備業及び駐車場の運営管理
(14) 労働者派遣事業
(15) 各種物品製造の請負
(16) 各種競技場及び遊技場の維持管理及び運営管理
(17) 保険、医療、養護施設の運営及び管理の請負
(18) 売店の経営
(19) 食堂の経営及び経営に関するコンサルティング並びに料理仕出業及び食料品の販売
(20) 酒類販売業
(21) 煙草小売販売業及び煙草、清涼飲用水、酒類の自動販売機の管理・ |

運営

- (22) プール監視に関する業務
- (23) 保育所における保育業務及びその補助
- (24) マンション、社宅及び社員寮の運営管理に関する業務
- (25) 実験用動物の飼育、管理及び補助業務
- (26) 植物、微生物バイオテクノロジーの研究開発及び補助業務
- (27) 各種社会的インフラ整備に伴うプラント装置・原子力関連装置の
工事管理及び運転管理
- (28) 公共交通機関の工事管理及び運転管理
- (29) 翻訳業務及び通訳業務
- (30) 建築の総合保守管理・各種清掃、省エネルギーに関する研修講座
の企画及び運営
- (31) 給食サービス業
- (32) 介護機器及び介護用品の販売及びレンタル
- (33) 不動産及び不動産管理に関するコンサルティング業務及びコンピ
ューターソフトウェアの企画、開発及び販売
- (34) 土地・建物の有効利用に関する企画、設計、調査
- (35) 建築の設計、施工、監理及びそれらに関するコンサルティング業
務
- (36) 不動産販売の斡旋、仲介及び不動産賃貸の斡旋、仲介並びに不動
産情報の斡旋、仲介
- (37) 指定管理者業務
- (38) 指定管理者業務に係わるイベントの企画運営
- (39) スポーツ及び文化教室の企画運営
- (40) スポーツ用品の販売及び修理
- (41) その他適法な一切の業務

6 資本金の額 1 億円

7 従業員等 従業員 1, 5 2 9 人

君津駅北口交通広場駐車場の指定管理者となる団体の概要

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 名 称 | アマノマネジメントサービス株式会社 |
| 2 | 代 表 者 | 代表取締役 小針 宏之 |
| 3 | 所 在 地 | 神奈川県横浜市港北区菊名七丁目 3 番 2 2 号 |
| 4 | 設 立 日 | 平成 8 年 4 月 1 1 日 |
| 5 | 目 的 等 | 次の事業を営むことを目的とする。

(1) 建物内外の清掃・保守・保安警備業務の請負
(2) 清掃機器、清掃用品・溶剤の販売および賃貸
(3) 駐車場および駐輪場の運営管理、保守、保安業務の請負
(4) 駐車場および駐輪場の経営
(5) 自動車の有償貸渡し業および貸自転車業
(6) インターネットおよび情報システムを利用した顧客サービス業務
(7) 会員カード、ポイントカード等の管理業務
(8) 情報システムを利用した各種集金決済代行サービス
(9) 経営コンサルティング業務
(10) 駐車場設備機器の販売、賃貸および保守業務
(11) 情報処理機器、事務機器の販売、賃貸および保守業務
(12) 集塵機、清掃機器、オゾン水・強電解水・アルカリイオン水の生成装置の保守業務
(13) 労働者派遣業務
(14) 施設警備業務
(15) 雑踏警備業務
(16) 輸送警備業務
(17) 放置車両の確認と標章の取付けに関する業務
(18) 宅地建物取引業務
(19) 電気工事業
(20) 電気通信工事業
(21) 機械器具設置工事業
(22) 建築工事業 |

(23) 土木工事業

(24) 内装仕上工事業

(25) 農業に関する一切の事業

(26) 前各号に付帯関連する一切の業務

6 資本金の額 2 億 5 0 0 万円

7 従業員等 従業員 5 4 6 人

君津郡市広域市町村圏事務組合規約新旧対照表

改正案	現 行
(共同処理する事務) 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1) ～(2) 省略 <u>(3) 省略</u> <u>(4) 省略</u> <u>(5) 省略</u> <u>(6) 省略</u> (組合の経費の支弁方法) 第11条 省略 <u>2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。</u> 3 省略	(共同処理する事務) 第4条 組合は、次の各号に定める事務を共同で処理する。 (1) ～(2) 省略 <u>(3) 救急急病医療事業に関すること。</u> <u>(4) 省略</u> <u>(5) 省略</u> <u>(6) 省略</u> <u>(7) 省略</u> (組合の経費の支弁方法) 第11条 省略 <u>2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表の定めるところによる。ただし、地方交付税の算定にあたり第4条第3号の事業について診療所数にかかる密度補正が適用された団体に該当する市は、当該算入に係る増加需要額の全額に相当する額を組合に納付するものとする。この場合、組合は、当該納付額に相当する額を別表で定められた関係市が負担する負担金の負担割合に応じて、それぞれ関係市の負担金から減額するものとする。</u> 3 省略

千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表

改正案	現 行
別表第1（第2条関係） 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合	別表第1（第2条関係） 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 <u>印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合</u> 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合

別表第2（第3条第1項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に掲げる事務	鉾子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ 谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いす み市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横 芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 香取 市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 君津 中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務 組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井 町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武 郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生 組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生 組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐 倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑 組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか <u>二町環境衛生組合</u> 君津郡市 広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村 圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝 瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組 合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街

別表第2（第3条第1項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に掲げる事務	鉾子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ 谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いす み市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横 芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 香取 市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 君津 中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務 組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井 町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武 郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生 組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生 組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐 倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑 組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組 合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市 広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村 圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝 瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組 合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街

	市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団		市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団
第3条第1項第2号に掲げる事務 省略		第3条第1項第2号に掲げる事務 省略	
第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑺市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生	第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑺市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生

	組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合		組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匝水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合	
第3条第1項第4号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町	第3条第1項第4号に掲げる事務	銚子市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 布施学校組合	

第3条第1項第5号に掲げる事務～第3条第1項第10号に掲げる事務 省略		第3条第1項第5号に掲げる事務～第3条第1項第10号に掲げる事務 省略	
第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市	第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市
	東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域		東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域

	市町村圏事務組合 印西地区消防組合 夷隅 郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市 町村圏事務組合 君津富津広域下水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢 者医療広域連合		市町村圏事務組合 印西地区消防組合 夷隅 郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市 町村圏事務組合 君津富津広域下水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢 者医療広域連合	
第3条第1項第12号に掲げる事務～第3条第1項第16号に掲げる 事務 省略		第3条第1項第12号に掲げる事務～第3条第1項第16号に掲げる 事務 省略		

財産の取得の相手方の概要

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 株式会社エノモト防災工業 君津支店 |
| 2 | 代 表 者 | 支店長 石井 芳光 |
| 3 | 所 在 地 | 君津市六手 2 1 8 番地 4 |
| 4 | 本 店 | 木更津市長須賀 6 2 7 番地の 2
代表取締役 中村 誉人 |
| 5 | 設 立 日 | 昭和 4 5 年 9 月 3 0 日 |
| 6 | 目 的 等 | (1) 消防施設の設計施工及び保守管理
(2) 消防、防災用品及び消火機器の販売
(3) 電気通信設備の設置工事及び保守管理
(4) 電気通信機器の販売
(5) 給排水設備及び衛生設備の点検、整備、設計及び施工
(6) 動力ポンプ及び救急救助機器の販売
(7) 警備保安業務
(8) 上記前各号に関連附帯する一切の事業 |
| 7 | 資本金の額 | 1, 0 0 0 万円 |
| 8 | 従業員等 | 従業員 1 3 人 |